

(様式 1-3)

広野町定住緊急支援事業計画に基づく事業等個票

平成 25 年 9 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	2	事業名	広野町町営住宅等遊具更新事業	事業番号	A-1-2
交付団体		広野町	事業実施主体		広野町
総交付対象事業費		16,612 (千円)	全体事業費		16,612 (千円)
事業概要					
○事業の概要 町有財産で町が管理する町営大平住宅外 5 箇所にある児童公園内の既存遊具、すべり台 4 基、二連ブランコ 7 基、三連低鉄棒 4 基、二連シーソー 3 基、ジャングルジム 1 基、複合遊具 1 基、タイヤ×5 台 1 基を更新する。					
○定住緊急支援事業計画とまちづくり計画等との整合性 (制度要綱第 5 の 4 の一) ・広野町復興計画 (第一次) 基本方針 1 「誰もが安心して暮らせるまちづくり」 ・第四次広野町町勢振興計画 施策の柱 I 「環境と共生した安全で機能的な都市づくりを目指して」 3 「魅力的な公園整備と利活用の促進」 ・広野町次世代育成支援行動計画 (後期) 基本目標 4 「子育てを支援する生活環境整備と子どもの安全確保」					
人口の流出及びそれにより生じている地域の復興における支障との関係					
○原子力発電所の事故以前と比較した人口の流出の状況及びそれにより生じている地域の復興における支障 (制度要綱第 5 の 1) 原子力災害前後で町の人口 5,418 人 (平成 22 年国勢調査人口) のうち約 90%にあたる 4,920 人 (全国避難者情報システム、H24.10 時点) が町外に避難した結果、スーパーマーケットの撤退、小売店、医療機関、児童・生徒数が減少するなどの影響を及ぼしている。					
【子どもの運動機会の確保のための事業】					
○事業実施の必要性 (制度要綱第 5 の 1) 更新事業を行う「大平住宅外 5 箇所」の遊具は、児童公園として町営住宅ならびに住宅団地に整備したものである。 また、更新事業を行う遊具については除染を行っているが、幼児・児童等の保護者からは遊具の利用を懸念する声が多く寄せられている状況にある。こうしたことから、遊具を更新することにより児童公園のイメージアップを図り、子どもの遊び場の確保ならびに町民帰還の促進、運動機会の確保、体力向上に結びつけたい。					
○震災前に比較して子どもの運動機会の確保が十分に図られていないこと (制度要綱第 5 の 4 の二①) 更新事業を行う遊具については除染を行っているが、幼児・児童等の保護者からは遊具の利用を懸念する声が多く寄せられている状況にある。また、平成 22 年度・24 年度体力テストの総合得点の平均値を比較すると、全項目について 24 年度の数値が 22 年度の数値を下回っている。特に、男子については 9 項目中 7 項目が全国平均を下回っているなど、子どもたちの体力低下の傾向が見受けられる。					
○地方公共団体における既存の運動施設が不足していること (制度要綱第 5 の 4 の二①)					

更新事業を行う遊具については除染を行っているが、幼児・児童等の保護者からは遊具の利用を懸念する声が多く寄せられている状況にあり、屋外遊具の利用を制限するなど、子どもの屋外での運動機会が減少している状況である。

○既存の施設を更新又は改築することによらなければ運動機会の確保を十分に図ることができないこと（制度要綱第5の4の二①）

更新事業を行う遊具については除染を行っているが、幼児・児童等の保護者からは遊具の利用を懸念する声が多く寄せられている状況にあり、遊具更新により保護者、幼児・児童に対するイメージアップを図り、運動機会の確保を図る必要がある。

○施設等の整備の内容及び方法が事業の目的に照らして適切であり、効率的なものとなっていること（制度要綱第5の4の二①）

更新する遊具については、既存遊具と同等の遊具に更新するものである。遊具の利用については、町営住宅や整備箇所区域内に居住する幼児・児童（約300名）の利用を想定している。

また、施設の維持管理については、町公共施設維持補修基金を活用することを想定している。

○地方公共団体の広域の住民による活用が図られるよう計画されていること（制度要綱第5の4の二②）

整備予定の大平住宅外5箇所については、住居地域から近く、多くの子ども達が徒歩で来園することが見込まれる。また、国道6号に隣接した町内各地からのアクセスが容易な場所にあり、保護者の車で送迎もが容易であることから、遊具の更新により、町内の子どもたちの利用が見込まれる。

また、遊具更新情報について町ホームページや広報紙等で広く広報し、利用促進を図ることを想定している。

○整備を予定している施設における運動の効果を一層向上させるためのソフト的な取組（制度要綱第5の4の二③）

基幹事業において整備した施設における運動の効果を一層向上させる取組として、二ツ沼総合公園遊具更新事業と連動したリニューアルイベントの開催や子どもの自発的な運動への取組に対してアドバイス等を行うプレイリーダー的役割を担う人材を育成するため、NPO法人広野みかんクラブスタッフ等に対し、必要な講習を行う。

また、小学校において毎年実施する新体カテストの結果について、震災前後の比較により事業効果について検証を行う。

※効果促進事業である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	